

令和8年度

名護市地域密着型サービス整備事業者公募要項

(第9期整備計画分)

令和8年5月

名護市 福祉部 介護長寿課

【目次】

目次	1
1 公募の趣旨	2
2 公募する事業の種類、日常生活圏域、整備数等	2
3 応募要件	2-4
4 施設整備等の補助について	4-5
5 公募に関する手続	5-7
6 失格事項	7
7 公募スケジュール(予定)について	7-8
8 審査(評価)、事業予定者の選定方法	8
9 プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)の実施について	8-9
10 評価方法等について	9
11 選定後の手続き	9-10
12 問い合わせ先	10
別紙1	11
別紙2	11-12
別紙3	13-15

【添付書類】

・様式一式

1 公募の趣旨

名護市では、第10次あけみお福祉プラン「名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(令和6年度～8年度)」に基づき、高齢者への福祉サービスの充実及び介護離職防止のため、地域密着型サービス事業所の整備を進めており、この公募は施設の整備を行う事業者を募集するものとします。なお、選考にあたっては、サービスの質、継続性の確保及び公正かつ公平性を確保する観点から、公募を経てプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施します。

2 公募する事業の種類、日常生活圏域、整備数等

種類	日常生活圏域	数
①認知症対応型共同生活介護	全圏域	2ユニット以内
②地域密着型特定施設入居者生活介護	全圏域	1カ所

※施設を新築、既存建物の改修・増改築のいずれでも構いません。

3 応募要件

本公募に応募する事業者は、次にあげる要件すべてに該当していること。

(1)資格

- ① 法人格を有し、沖縄県内において、老人福祉(老人福祉法、介護保険法又は社会福祉法)に関する事業を実施している事業者であること。
- ② 法人及び役員等が社会福祉法(昭和26年法律第45条)第72条、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- ③ 法人及び法人代表者が国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税(市県民税〈特別徴収・普通徴収〉)、法人市民税、固定資産税)を滞納していないこと(直近3年間)。
- ④ 応募事業者自らが開設し、指定を受けるものであること。
- ⑤ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者の様々なニーズに応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が見込めること。
- ⑦ 過去3年間で都道府県や市町村から法人に対して文書にて通知されている指摘事項や指定保留等について、未対応や改善報告書等の未提出がないこと。また、過去6年間で法人運営・施設運営等に関して介護保険法や老人福祉法の行政指導や行政処分

等を受けたことがないこと。

(2)立地・用地・建物について

- ① 立地について、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。
- ② 建設用地については、事業者が所有していること又は取得が確実に見込まれること。また施設等用地は特例として借地も可能だが、当該事業の存続に必要となる十分な期間の賃貸借契約又は地上権等の設定をすること。
※概ね10年以上(建物を賃貸借して事業を実施する場合も同様とする。)
※売買契約予定又は借地契約予定等の事業者が所有していない土地の場合は、応募時点で契約を締結している必要はないが、予定事業者として決定された後に契約を締結する旨を、書面で確約しておくこと。(借地の場合の地上権等の設定及び登記の契約も同様)
- ③ 建設用地については、原則として、当該事業以外の目的による抵当権その他の当該事業の利用を制限する恐れのある権利が設定されていないこと。
- ④ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づいて指定された農用地区域でないこと。若しくは、建設時まで指定の解除が見込まれること。
- ⑤ 建設用地が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律57号)に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
- ⑥ 建設用地が津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づいて指定された津波災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
※ただし、既存施設の申請等のやむを得ない事情がある場合は非常災害対策計画において津波災害対策を明記し、避難訓練を行うなど入所者等の安全確保を適切に図る体制が構築されていること。
- ⑦ 新築される建物については、応募事業者の自己所有であること。
- ⑧ 建物(施設)は名護市景観まちづくり条例(平成25年名護市条例第10号)の各規定に適合すること。

(3)基準の遵守

- ① 「名護市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年名護市条例第8号)」、「名護市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年名護市条例第9号)」このほか、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等その他の関係法令等を遵守すること。
- ② 「地域密着型特定施設入居者生活介護」については、有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅において、国や沖縄県の条例や指針等に沿っている施設及び運営であること。新設の有料老人ホーム等の場合は、沖縄県との調整も行い届け出等を自己で行うこと。

- ・厚生労働省が定める有料老人ホームの設置運営標準指導指針
- ・沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱

4 施設整備等の補助金について

今回公募に係る地域密着型サービス事業等の整備については、沖縄県の地域医療介護総合確保基金事業を活用した補助金となるため、令和8年度以降の補助金額及び対象項目等について現時点では未定となっております。また状況によっては採択されない場合も考えられ、補助金は財源として見込めないため、公募では自己資金等で事業を遂行できる計画とし、補助金は二次的な活用としてください。なお、補助金等が不採択となった場合、市の単独補助は行いませんので、応募事業者において十分に対応できるよう計画をお願いします。

《参考》

①沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金(地域密着型サービス等整備助成事業)

補助金の対象施設	補助単価
認知症対応型共同生活介護	41,500千円×施設数
地域密着型特定施設入居者生活介護	5,530千円×整備床数

対象経費:地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

②沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

補助金の対象施設	補助単価
認知症対応型共同生活介護	1,036千円×定員数
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,036千円×定員数

対象経費:特別養護老人ホーム等の円滑な開所(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床、訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサテライト型事業所の設置の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。※開設前6月以内の経費に限る。

※※※補助金を検討している場合は下記の各号についても留意すること。※※※

- (1) 施工業者の選考の際は、市が行う公共工事に準じて競争入札等を行わなければならないため、事前に施工業者を任意で決定することはできません。
- (2) 事業所の建設工事の公告、入札、契約行為は、補助金交付決定後となります。
- (3) 原則として、交付申請した年度の2月末までに、完了させることが条件となります。(補助事業は補助事業者への補助金の振込をもって完了とするため、工事の検査・事業の実績報告・補助金申請等の事務を考慮し工事については、1月末までに完了する必要があります。)
- (4) 補助金の額は変更になる場合があります。(今後、補助制度の大幅な変更や廃止となる場合もありえることから、事業実施に際して、補助金の交付及び補助額を確約するもの

ではありません。)

- (5) 補助金で整備した施設・設備等の財産を処分(目的外使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供す・取り壊す等)するにあたっては、別途財産処分に関する事前承認が必要となり、補助金の一部または全額を返還していただくこともありますのでご注意ください。また補助金で整備した施設を増改築または改修する場合においても同様となります。

◇補助金を活用しない場合は、着工時期等に制限はありません。

5 公募に関する手続

(1)参加表明書

公募に当たっては、必ず、参加表明書(様式第1号)を提出してください。

なお、参加表明書が未提出の場合は応募書類を受理いたしませんのでご注意ください。

① 提出期限等

提出期限 : 令和8年6月22日(月)午後5時まで(必着)

提出部数 : 1部

提出方法 : 介護長寿課窓口へ持参または郵送により提出してください。

郵送先→〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

名護市 福祉部 介護長寿課

- ② 参加表明書の提出後に応募を辞退する場合は、参加表明取下書(様式第2号)を速やかに提出してください。

(2)質問の受付及び回答

事業者は、本公募要項に関し不明な点がある場合、質問書(様式第3号)へ要旨を簡潔にまとめ、下記の方法により提出してください。

なお、質問書到着後、質問の内容に関して本市より、確認を行う場合があります。

①受付期間等

受付期間 : 令和8年5月22日(金)から6月30日(火)午後5時まで(必着)

受付方法 : 質問書により電子メールにて受付することとし、次のアドレスへ件名を次のとおりにして送信してください。また、送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話にて連絡してください。

ア 質問書送付先のE-Mail: <kaigochoujyu@city.nago.lg.jp>

イ 件名:「【質問(事業者名)】名護市地域密着型サービス整備事業者公募について」

②回答方法等

質問を受けた翌日から数えて5日(開庁日)程度で、質問及び回答内容を名護市ホームページへ掲載します。

③その他

当該質問書以外(電話、口頭等)での質問、締切後の質問等は受け付けません。

(3) 応募書類の事前相談

参加表明書を提出した事業者については、提出後日に応募書類について事前相談を実施します。その際は指定の書類をご持参ください。相談はあくまでも計画提出時に提出が必要な書類等について、確認する内容となります。提案内容についての助言や相談は行いません。事前相談にて提出書類の確認を行った後、応募書類の準備を行ってください。

①事前相談期間等

相談受付期間：令和8年6月15日(月)から6月26日(金)午後5時まで(必着)
提出の際の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前9時から午後5時までとする。(期限厳守)

提出部数：1部 ※写しでも可。

相談方法：介護長寿課窓口へご持参いただき、指定された書類で相談を受け付けます。(要連絡)。

②確認書類

別紙1「事前相談書類について」をご持参ください。

(4) 応募書類等の提出

参加表明書(様式1)を提出した者は、事前相談で書類を確認後、応募書類を作成し、提出期間内に提出してください。

①提出期間等

提出期間：令和8年7月1日(水)から7月15日(水)午後5時まで(必着)
提出の際の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。(期限厳守)

提出部数：9部(正本1部、副本8部) ※副本は写しでも可。

提出方法：介護長寿課窓口へ持参し提出してください(要連絡)。
※郵送による書類の受付はしません。

②応募書類等

ア 別紙2「応募書類等について」を参照してください。

イ 提出書類は、原則として、A4縦型左綴じとし(図面等はA4に折りたたむ)、表紙並びに背表紙に「名護市地域密着型サービス事業者申込書」「法人名」「正本」又は「副本」と記載し、各書類等の項目毎に台紙を挟み、これにインデックスを貼付して縦長A4フラットファイル等に綴じてください。

③応募に関する留意事項

- ア 応募書類に不足・不備等がある場合は、受付けすることができないため、事前相談で必ず書類を確認し、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- イ 応募書類は、理由を問わず返却いたしません。
- ウ 公募に係る費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- エ 他の応募事業者に関しての問い合わせについては、一切応じません。
- オ 応募書類提出後に公募を辞退する場合は、辞退届出書(様式第13号)を速やかに提出してください。
- カ 応募に当たり、用地(建物)の権利者又は地域住民等との間で交わした確約書等につき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また求償権等の行使についても同様とします。
- キ 応募事業者は、応募書類の提出をもって本公募要項を熟知し、これを承諾したものとみなします。
- ク 選定にあたって本市が必要と認める場合は、追加書類を求めることがあります。
- ケ 応募書類は、名護市情報公開条例に基づき公開することがあります。

6 失格事項

- (1) 提出書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。
- (2) 老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法等、各種関連法令等に違反していることが判明した場合。
- (3) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合。
- (4) 公募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が市の職員に対して直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合。
- (5) 公募期間終了後において応募事業者が前記の応募要件などを満たさなくなった場合。
- (6) 指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合。

7 公募スケジュール(予定)について

内 容	期 間
公告日、資料配付日	令和8年5月14日
参加表明書提出期限	令和8年6月22日午後5時まで
質問受付期間	令和8年5月22日～6月30日
事前相談受付期間	令和8年6月15日～26日まで
応募書類提出期間	令和8年7月1日～7月15日
一次審査(書類審査)	令和8年8月上旬

二次審査(プレゼン等)・選定	令和8年8月中旬
選定結果通知	令和8年9月上旬
事前協議等	令和8年9月中旬～

(注)上記の日程は、あくまでも予定であり、都合により日程の変更が生じる場合があります。

8 審査(評価)、事業予定者の選定方法

事業予定者の決定は、「名護市指定地域密着型サービス事業法人プロポーザル選定委員会(以下選定委員会という。)」が選定し、「名護市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営会議(以下運営会議という。)」による意見等を踏まえ、市長が決定します。

(1) 一次審査(書類審査)

応募事業者から提出された応募書類を基に、書類の確認や応募要件等を満たしているか事務局で書類審査を実施します。また、必要に応じ税理士へ財政状況の確認や現場確認等を行うこともあります。審査後、一次審査結果を通知いたします。(国及び沖縄県の指針や名護市の条例で定める人員基準、設備及び運営に関する基準を満たしていない場合は選外となります。)

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1)の一次審査を通過した事業者については、二次審査として様式5号「地域密着型サービス事業計画書」の内容を基に施設運営方針等に関するプレゼンテーションを行っていただきます。選定委員会が、ヒアリングを行い総合的に評価を実施、選定いたします。

(3) 結果通知

選定結果については、二次審査に参加した全応募事業者へ文書で通知いたします。

(4) 事業者の公表

事業予定者選定後、選定した事業者名、事業予定地等を名護市ホームページにて公表いたします。なお、応募事業者の申請内容については、公表いたしません。

(5) その他

- ①審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。
- ②審査、選定の結果について、本市は一切の異議申し立てに応じません。
- ③応募がなかったとき又は事業予定者が選定できなかったときは、後日改めて公募を行う場合があります。
- ④選定後に辞退者があった場合には、次点の事業者を繰り上げて予定者とする場合があります。

9 プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)の実施について

- (1) 開催日時 : 第一次審査通過事業者へ直接連絡します。 ※8月中旬予定
- (2) 開催場所 : 名護市役所(詳細は別途、通知します。)
- (3) 参加人数 : 3人以内とします。
- (4) 提案時間 : 1法人当たり、プレゼンテーション20分程度、ヒアリング30分程度の計50分程度。
※所要時間については、変更になる可能性があります。
- (5) その他 : ①プレゼンテーションは、非公開とします。
②プレゼンテーションは、参加者の内1人は応募事業者の代表者または管理者(予定)の参加とします。
③プレゼンテーションは、提出した事業計画書をもとに行ってください。
なお、追加提案の説明や追加資料の配布等は認めません。
④プレゼンテーションの際にパワーポイント等で説明する場合は、応募書類提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参することとします。プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備いたします。

10 評価方法等について

評価方法等については次のとおりです。

- (1) 選定委員会が、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、総合的に評価を実施、事業者を選定いたします。
- (2) 評価項目は別紙3「評価項目等」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを順位1位とします。なお、同点の者があった場合は、次の方法で順位を決することとします。
 - ① 委員の順位の1位の獲得数が多い事業者(1位の獲得数が同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い事業者)
 - ② ①で決まらない場合、委員の多数決(同数の場合は委員長の決による。)
- (3) 満点を委員1人あたり200点とし、最低基準点は120点×委員数とします。
- (4) 応募事業者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、事業予定者とします。
- (5) 評価の経緯に関する質問には一切応じられません。

11 選定後の手続き

- (1) 事業予定者は、選定後、速やかに沖縄県等関係部署・機関との図面調整、開発許可申請、農地転用、農振除外等を建設開始前等までに行う必要があります。
- (2) 事業計画等に変更がある場合は、その旨市へ届出を行い、協議及び承認を得る必要があります。但し、市の承諾なく計画内容を変更した場合や応募内容と実際の事業計画等

が著しく変更された場合は、事業予定者の選定を取り消す場合があります。

(3) 選定後、建設予定地及び建物について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、関係部署・機関との協議を行っていない場合は、事業予定者の選定を取り消す場合があります。

(4) 選定された事業予定者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、本市に「指定地域密着型サービス事業所 指定申請書」を提出してください。

※選定結果は、指定を確約するものではありません。(指定基準に適合しない場合は指定を行いません。)

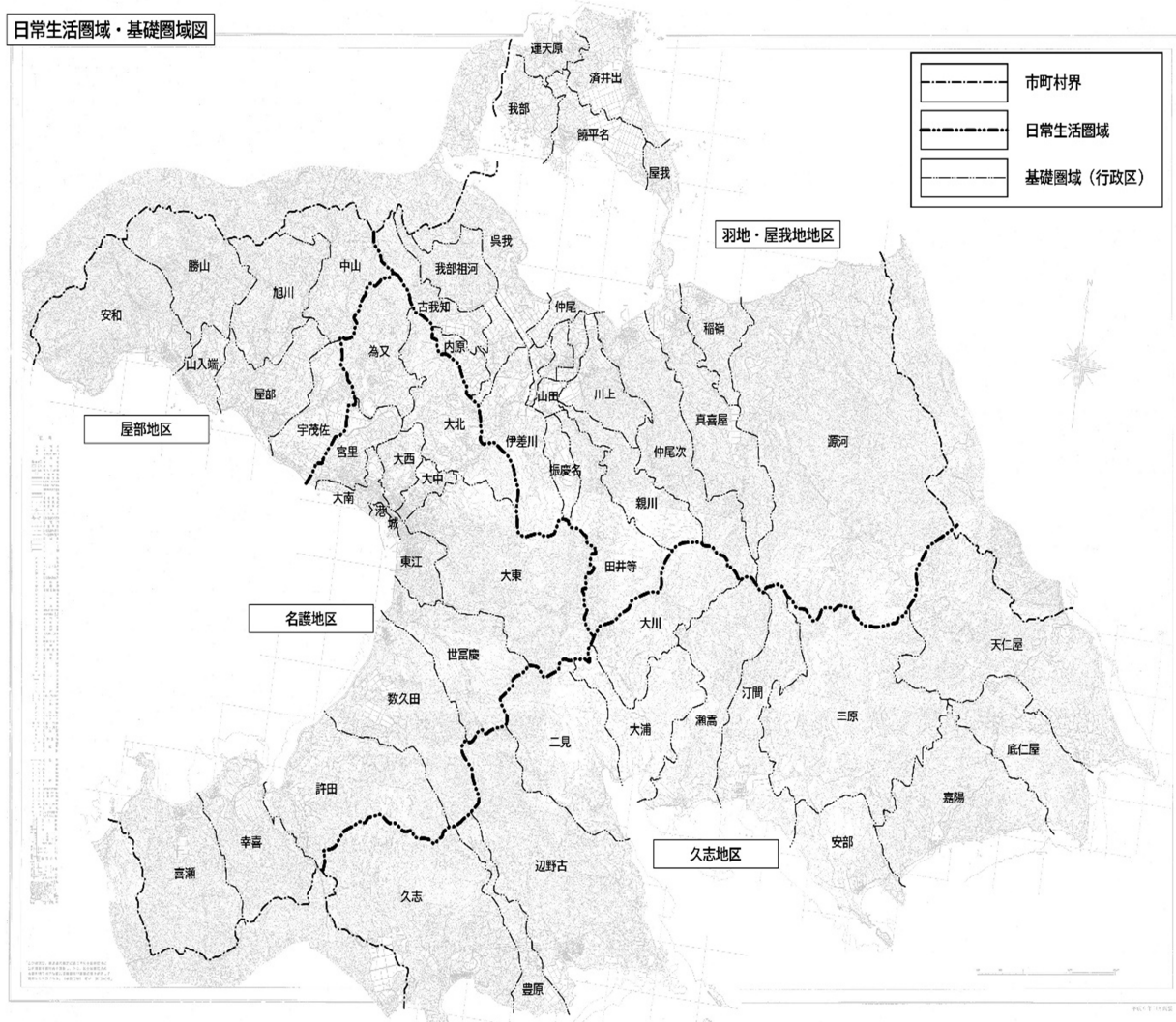
(5) 本市が指定申請書の審査及び現地調査を行い、運営会議の承認を経て、指定します。

12 問い合わせ先

名護市 福祉部 介護長寿課 介護認定係

電話：53-1212（内線376）FAX：53-1280

E-Mail：kaigochoujyu@city.nago.lg.jp 担当：前西



(要項5(3)②関係)

別紙1 事前相談書類について

事前相談書類及び添付書類については、次の表のとおりとする。

様式	提出書類の名称	備考
様式第7号	名護市地域密着型サービス整備事業者応募事業概要調書	
任意様式	図面(位置図・配置図・平面図)	
任意様式	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類(土地・建物登記簿謄本の写し等)	

(要項5(4)②関係)

別紙2 応募書類等について

応募書類及び添付書類については、次の表のとおりとする。

イン デッ クス No.	様式	提出書類の名称	備考
①	様式第4号	名護市地域密着型サービス整備事業者応募申込書	
②	様式第5号	地域密着型サービス事業計画書	
③	様式第6号	宣誓書	
④	様式第7号 様式第7号2	名護市地域密着型サービス整備事業者応募事業概要調書	
		注) 法人の預金通帳の写し等	
⑤		法人登記簿謄本(登記事項全部証明書)	直近3ヶ月 以内
		法人印鑑証明	
⑥		定款(写し可)	
		注) 写しの場合は原本証明	
⑦	様式第8号	代表者の履歴書	
⑧	様式第9号	管理者の履歴書	
⑨	様式第10号	役員名簿及び評議員名簿	
		注) 社会福祉法人の場合のみ添付	
⑩	任意様式	図面(位置図・配置図・平面図)	
		施設建設見積書、設計監理見積書、設備整備や備品等見積書等※写し可、詳細な内訳がわかるもの	
⑪	様式第11号	収支計画書【建設年度】	
⑫	様式第11号-2	収支計画書【開設初年度】	
⑬	様式第11号-3	収支計画書【開設2年目】	

⑭	様式第 11 号-4	収支計画書【開設3年目】	
⑮	様式第12号	償還計画表 注) 借入を予定している場合、作成すること	
⑯	任意様式	開設施設運営規程 注) 作成済みの場合添付	
⑰	任意様式	過去3年間(令和5年度～7年度)の法人の貸借対照表及び収支計算書、その他法人の財務状況を明らかにすることができる書類 注) 法人税申告書一式等(写し可) 写しの場合は原本証明を要する。	直近3ヶ年分
⑱	任意様式	過去3年間(令和5年度～7年度)の法人の事業報告書、その他法人の業務内容を明らかにすることができる書類	直近 3 ヶ年分
⑲	任意様式	法人及び法人代表者の国税、県税、市税の滞納のない証明書等 注) 本市に課税がない場合は、その理由を添え任意の誓約書を提出すること	直近3ヶ年分
⑳	任意様式	過去 3 年間の法人監査、施設監査、運営 (実地) 指導等の指摘事項及びその改善報告書	直近3ヶ年分
㉑	任意様式	地元自治会、隣接地権者、周辺住民への説明内容についての調書(事業所予定地の自治会長等の同意書等)	
㉒	任意様式	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類(土地・建物登記簿謄本の写し、借地・借家契約書の写し、借地・借家に関する合意書等) 注) 地上権又は賃貸借に係る合意書(個人・自治会)	
㉓	任意様式	建築確認申請前の調整事項に関する届出 注) 届出がある場合のみ添付	
㉔	任意様式	計画全体の工程表	
		その他必要な書類 (市長が必要と認めた場合)	

(要項10(2)関係)

別紙3 評価項目等

評価項目	配点	評価基準及び着眼点
応募の動機 運営理念、基本方針	20	◇応募の動機について ◇運営理念について <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の理念及び地域密着型サービスの意義を理解しており、運営理念に盛り込まれているか。 ◇本市の高齢者施策の一翼を担うことについて <ul style="list-style-type: none"> ・名護市の介護の現状や問題点を把握・理解し、改善や発展についての提案がされているか。 ----- ◇事業所独自の提案について (※グループホーム応募者は下記についても含めて記載してください。) →認知症ケアに対する考え方
災害等への対策	10	◇非常災害対策について <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応マニュアル（計画）の整備や職員への周知（研修や訓練）は整えているか。 ・災害時に備えて地域住民との連携や関係機関への連絡等が行われる体制に努めているか。 ・災害時に対応できる備蓄等の体制はあるか。
安心・安全への対策	35	◇衛生管理等について <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の衛生的な管理に努めているか。 ・感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じられているか。（指針、検討委員会、研修や訓練等） ◇医療機関等との連携について <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関が定められているか。 ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。 ◇事故防止対策について <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応方法についてマニュアル等定めているか。 ・再発防止の対策への体制が整えられているか。（記録や報告、会議の開催等） ◇業務継続計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、感染症発生時の業務継続計画の策定、研

		<p>修や訓練を行っているか。</p> <p>◇身体的拘束や高齢者虐待を防ぐための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束や虐待防止のための事業所内の体制や委員会を整えているか。 ・身体的拘束や虐待の防止のための指針の作成、従業員に対し、周知や研修を行っているか。
人材確保、育成	35	<p>◇人員を確保するための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置計画および職員確保に対する考え方は適切か。 ・福祉学習、実習等の受入が行われているか。 <p>◇職員に対する研修等の育成方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資格取得支援について取り組んでいるか。 ・職員の研修は十分に行われているか。 <p>◇職員の定着率向上のための取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の離職防止を図り、職員の定着状況の安定に努めているか。 ・働きやすい環境作りに努めているか。 ・独自で処遇について対応していることはあるか。
地域との連携及び交流	20	<p>◇地域住民や字区との連携及び交流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティア団体との連携、協力体制に努めているか。 ・保育所、各種学校等との交流は行われているか。 <p>◇地域に開かれたサービスの提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。
事業所の立地、環境状況	30	<p>◇隣接地権者、事業所予定地の字区、周辺住民への説明及び同意について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地の土地所有者、建物所有者、隣接地権者、地域住民及び自治会等からの協力は得られるか。 <p>◇立地環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地として適切か。 ・道路状況、交通事情等に問題がないか。 ・津波災害警戒や洪水浸水想定区域等ではないか。 <p>◇入所者の生活環境について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準を満たしているか。 ・利用者やその家族、個人の尊厳を尊重し、かつ対応する職員に配慮した生活環境になっているか。
安定的な運営	30	<ul style="list-style-type: none"> ◇過去3年間の法人収支について <ul style="list-style-type: none"> ・資金収支差額がマイナス計上されていないか。 ◇建設年度と開設3ヶ年の収支計画について <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の建設(改修)費用の資金を確保できるか。 ◇事業計画書や事業概要調書について <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の工程は適正か。 ・実現可能な事業計画になっているか。
介護サービス事業の実績	10	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護保険施設、介護保険事業所、医療機関等での事業実績があるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス種別、期間、地域等 ・指摘事項等への対応は適切か。
プレゼンテーションの評価	10	<ul style="list-style-type: none"> ◇応募内容を簡潔かつ明確に説明しているか。 ◇委員の質疑に対する的確に回答しているか。 ◇その他

満点:200